

志木市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 志木街づくり株式会社及び志木市商工会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会の名称は、志木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、志木市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定。以下「基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項をその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(協議会の活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 志木市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての意見提出に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整に関すること。
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換に関すること。
- (4) その他中心市街地の活性化に関すること。

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 志木街づくり株式会社
- (2) 志木市商工会
- (3) 株式会社丸井マルイファミリー志木
- (4) NPO法人志木子育てネットワークひろがる輪
- (5) 志木市町内会連合会

- (6) いろは商店会
- (7) 双葉町商店会
- (8) しきアロハ商店会
- (9) 志木市観光協会
- (10) 埼玉りそな銀行志木支店
- (11) 武蔵野銀行志木支店
- (12) 川口信用金庫志木支店
- (13) 東京信用金庫志木支店
- (14) 志木市

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第10条 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長又は副会長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第11条 協議会は、中心市街地の活性化に関し必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第13条 委員がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、前条第2項の規定により通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

- 2 会長は、緊急を要する事項又は簡易な事項については、書面により会議の議決に代えることができる。

(専門部会の設置)

第14条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 協議会の事務局を志木市商工会に置く。

(解散)

第17条 協議会は、基本計画で定める計画期間の満了をもって解散する。

- 2 基本計画で定める計画期間が満了する前に解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。